

【はじめにお読みください】

幼児教育・保育の無償化について

1 制度の概要

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。
幼稚園の入園料・保育料、預かり保育の保育料が無償化の対象となります。
制度の概要は次の(1)(2)のとおりです。

- (1) ⇒ 幼稚園に在籍している方は**全員が対象**（全員、書類の提出が必要）
(2) ⇒ **預かり保育を利用する方で「保育の必要性の認定」の要件に該当**する方のみ対象（該当する方のみ、書類の提出が必要）

(1) 入園料・保育料（幼稚園に在籍している子ども全員が対象）

金額：月額25,700円を上限に無償化

対象者：満3歳から5歳児（小学校入学前まで）までの全ての子ども

※通園送迎費、食材料費、行事費等などは、保護者の負担です。

(2) 預かり保育料（「保育の必要性の認定」を受けた子どもが対象）

金額：利用日数×450円を上限に、月額最大11,300円まで無償化

対象者：「保育の必要性の認定」を受けた3歳児から5歳児（小学校入学前まで）までの子ども

※市民税非課税世帯は満3歳から対象（次の3月分まで月額最大16,300円）

※「保育の必要性の認定」：月64時間以上の就労等の要件に該当し、市から認定を受ける必要があります。

（手続きについては、裏面をご覧ください。）

【はじめにお読みください】

2 必要な手続き

幼稚園から配布された書類に必要事項を記入の上、幼稚園が定める期日までに、幼稚園へご提出ください。

<配布書類>

○全員、提出

(1) 入園料・保育料の無償化に関する書類

- ① [説明書類] 幼児教育・保育の無償化（入園料・保育料分）のご案内 **A1**
- ② [提出書類] 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号) **A2**

○預かり保育を利用し「保育の必要性の認定」の要件に該当する方のみ提出

※「保育の必要性の認定」の要件については、下の①**B1**をご覧ください。

(2) 預かり保育料の無償化に関する書類

- ① [説明書類] 幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）のご案内 **B1**
- ② [提出書類] 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号) **B2**

※市民税非課税世帯の満3歳の児童の場合（満3歳に達して就園した日から次の3月末まで）は、幼稚園の担当者から「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第3号)」の様式を受け取り、必要事項を記入し、提出してください。

- ③ [提出書類] 就労証明書（父親分、母親分の計2枚） **B3**

※昨年度までとは、様式が変更になっています。

※「記入要領」を添付しています。就労証明書とあわせて職場にお渡しください。

市ホームページでも幼児教育・保育の無償化について掲載しています。
市ホームページ「幼稚園における幼児教育・保育無償化」はこちら⇒



【問い合わせ先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1（中央コミュニティセンター9階）

千葉市子ども未来局 子ども未来部 幼保支援課 幼児教育振興班

電話 043-245-5100 FAX: 043-245-5629